

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)に対する意見公募の結果について

令和8年2月4日
原子力規制委員会

1. 概要

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)について、意見公募を実施しました。

期 間： 令和7年11月13日から同年12月12日まで(30日間)

対 象：

➤ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)

方 法： 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び郵送

2. 意見公募の結果

○提出意見数:3件¹

○提出意見に対する考え方:別紙のとおり

¹提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。

**放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）
に対する御意見への考え方**

令和8年2月4日

No.	提出意見	考え方
1	案の1ページの11行目「標記部分に二重傍線を付した規定」は、案のどの箇所を指しているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今般の改正においては、標記部分に二重傍線を付して改正を行う部分はありません。原子力規制委員会における規則改正時の本文の記載については、改正内容にかかわらず、当該規定ぶりで統一しているところです。
2	第40回原子力規制委員会に示された改正方針から考えると、住民票提出はマイナンバーカードを取得しない外国人に対してのみ行えば良いように思う。そのため、第36条の2、第37条、第38条1項において、ただし書きで、国籍が日本の者に対する住民票提出の免除規定を設けてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在、国家資格等情報連携・活用システムについては、住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムと連携することで本人確認情報の照会が可能となるよう、システムの整備を進めております。今回の規則改正は、事務手続の適正化並びに同システムの導入に向けた改正及び様式の適正化を図るものです。 ➤ 現時点では、放射線取扱主任者に係る免状交付等の申請は紙でのみ受け付けており、本人確認情報の確実な取得・照合を担保するため、本籍（外国人の場合は国籍等）が記載された住民票の写しの提出を求めています。今後は、国家資格等情報連携・活用システム及びマイナンバーの活用により、放射線取扱主任者に係る免状交付等の申請においても住民票の写しの提出が不要となる予定です。
3	住民基本台帳法では、住民票に基づく「本人確認情報」（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号など）を国や地方公共団体の行政事務で利用できる仕組みであり、これを利用して本人確認を行うデジタル化に沿った現行の施行規則を、以前の紙媒体による住民票の写しでの個人確認に変える改正案である。これは、日本国政府の行政のデジタル化に逆行する改正と考えられる。政府方針に逆行する改正を行う必要性が感じられない。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射線取扱主任者試験の受験申込に当たっては、本人確認情報の確実な取得・照合を担保するため、これまでも本籍（外国人にあっては国籍等）記載の住民票の写しの提出を求めています。今般の規則改正はその運用を明確化するものです。 ➤ 本人確認のデジタル化については、現在、別途、国家資格等情報連携・活用システムの整備を進めており、マイナンバーを活用した申請の電子化の実現を目指してシステム開発を進めています。今後は、国家資格等情報連携・活用シ

No.	提出意見	考え方
		ステム及びマイナンバーの活用により、放射線取扱主任者に係る免状交付等の申請に当たって住民票の写しの提出が不要となる予定です。